

令和4年4月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和4年4月11日（月） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、
村上卓也、榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、
松本誠一、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第1号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第2号 農地法第5条の届出について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第4号 農用地利用集積計画承認申請について
- (7) 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. その他

6. 閉 会

○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第1号農地法第18条第6項による届出の通知が6件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは資料の1ページになります。報告第1号が6件ございますのでご説明いたします。

申請番号1番です。所在は上島。農振地域外の畑2筆。合計面積が385㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、借請人死亡のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

続きまして、申請番号2番です。所在は下六嘉。農振農用地内の田2筆。面積は1,772㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、耕作者変更のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

続きまして、申請番号3番です。所在は上島。農振農用地内の田1筆。面積は979㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、転用のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

続きまして、申請番号4番です。所在は下六嘉。農振農用地内の田1筆。面積は2,893㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、耕作者変更のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

続きまして、申請番号5番です。所在は上島。農振農用地内の田1筆。面積は1,457㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、耕作者変更のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

続きまして、申請番号6番です。所在は上六嘉。農振農用地内の田1筆。面積は2,862㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、耕作者変更のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第 2 号 農地法第 5 条の届出について

(議長) 続きまして、報告第 2 号農地法第 5 条の届出が 5 件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は 4 ページになります。報告第 2 号農地法第 5 条の届出が 5 件ございます。また、届出はすべて住宅メーカーからの所有権移転の案件であり、市街化区域の「ゆうすいの杜」の宅地分譲に係る転用 5 件になります。6 ページをご覧ください。この配置図の①から⑤が今回の区画になります。譲受人、譲渡人及び面積等につきましては、書面のとおりとなります。事務局から説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問等はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域の「ゆうすいの杜」の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第 1 号 農地法第 3 条の届出について

(議長) 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は 7 ページになります。農地法第 3 条の許可申請が 1 件ございます。申請番号の 1 番です。所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域外の畑が 5 筆。合計面積は 4 1 3. 9 0 m²です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載にあります通りです。8 ページに申請地の位置図を載せております。今回の申請地の北側の土地について、令和 3 年の本総会におきまして、農地法第 5 条の申請が出ており、今年の 3 月に県からの許可が出ております。今回は同じ申請者からの農地法第 3 条の申請になります。9 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書に沿って①番から④番の順にご説明いたします。

確認事項①。全部効率利用要件になります。農地の取得後に農地を効率的に利用されるかどうかの検討。併せまして②番、農作業の従事要件になります。これについては譲受人の居住地であります美里町に照会したところ、農業に従事されていることを確認いたしました。続きまして③番の下限面積の要件になります。5 反要件です。譲受人の経営面積が 7, 6 8 1. 9 4 m²となっ

(事務局長) ておりますので、5反要件を満たしております。特に問題がないと思われ
ます。

続きまして、検討事項④番です。地域との調和要件になります。先ほど説明
しました通り、今回の申請地の北側の土地について、令和3年の本総会にお
きまして、農地法第5条の申請が出ており、今年の3月に県からの許可が出
ております。つまり、北側の土地に家を建てて居住し、南側の農地において
耕作することになります。また、嘉島町の農業に関しても十分理解を示され
ているので、問題ないと思われます。またその他の検討事項についても問題
がないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませ
んでしょうか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、可決といたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請が1件ございま
す。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料の10ページになります。議案第2号農地法第4条の許可申請に
ついてご説明をいたします。所在は鯉地区。農振地域外の田が1筆で面積は
604㎡となっております。申請人については記載の通りとなっております。
転用事由は農業用倉庫建設に伴う転用となっております。11ページに位置
図、12ページに平面図と添付しております。また、13ページに始末書を
添付しておりますので、ご覧下さい。(始末書を読み上げる) 始末書にあり
ますように、昭和44年に農家分家として建築後の地目変更のし忘れ案件とな
ります。事務局からは以上となります。

(議 長) 続きまして、地元委員であります吉田委員から報告をお願いします。

(吉田委員) はい。4月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告しま
す。

申請地は、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分とし
ては第1種農地になると思われます。申請地には、農業用倉庫があり、耕作
はされておられません。申請地西側が農地ですが、申請地に今後建物の建築予
定はなく現状のまま利用されることから、日照、通風等周辺農地への影響は
ないと思われます。土地利用計画が農業用倉庫という事ですが、周辺の土地
利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わ
ります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は14ページになります。

まず、検討事項①番、農地の区分と転用の目的になります。今、地元農業委員からもご説明があった通り、農地の区分については第1種農地と判断をしております。目的については農業用倉庫になります。先ほど始末書で説明をしました通り、現在も農業用倉庫として利用されておりますので、問題はないと判断しております。

続きまして、⑦番計画面積の妥当性についてになります。土地利用計画図の妥当性については無断転用された経緯はありますけれども、計画の妥当性については適当であると事務局では判断をしております。⑨番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無になります。地元農業委員からもご説明がありましたけれども、現在まで問題なく利用されております。特に問題はないと判断をしております。⑩番、農地の利用の集積への支障についてもないものと思われま。

よって総合的に判断した結果、本申請は許可相当と判断をしております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第3号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請が4件ございます。このうち、齊藤委員の案件が1件、(私) 下田委員及び岩永委員の案件が1件ございます。まず齊藤委員の退席をお願いします。

(齊藤委員退室)

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は15ページになります。議案第3号農地法第5条の許可申請について申請番号の順にご説明をいたします。

申請番号1番になります。所有権移転の案件となっております。所在は上仲間。農振地域外の田が1筆です。面積が253㎡。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては、木造平屋建ての個人住宅の建設に伴う転用となっております。16ページに申請地の位置図。17ページに配置図と排水計画図を添付しております。17ページをご覧下

(事務局長) さい。給水方法は地下ボーリングになります。生活雑排水及び雨水におきましては合併浄化槽にて浄化後、北側水路への放流となります。転用についてご審議をいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、山内委員から報告をお願いいたします。

(山内委員) はい。4月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。現況は畑で、ジャガイモ、玉ねぎ等を栽培している農地です。申請地西側に隣接する農地がありますが、申請者の貸人の農地であり、今後は盛り土し、畑として利用されることから、特に営農上の支障はないものと思われます。個人住宅の計画という事ですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は18ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第1種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されている事。転用行為の妨げとなる権利者とは合意解約済みである事。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実である事。等を確認しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま農業委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。それでは挙手の結果、本案件につきましては、賛成多数で承認・可決といたします。

齊藤委員の入室を許可します。

(齊藤委員入室)

齊藤委員の案件につきましては、ご意見もなく承認されましたので、お知らせいたします。

続きまして、申請番号2番の案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料15ページに戻っていただきたいと思います。申請番号の2番です。所有権の移転となっております。所在は下仲間地区。農振地域外の田が3筆、畑1筆の合計面積は1339㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては、駐車場建設となっております。19ページをご覧ください。申請地の位置図になります。20ページの計画平面図をご覧ください。申請地は砂利敷きの駐車場になります。雨水は道路側溝及び水路への放流となります。21ページの始末書をご覧ください。(始末書を音読)

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります松本一幸委員から報告をお願いいたします。

(松本委員) 4月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。

申請地は一部砂利舗装がしてあり、駐車場として利用されております。

隣接する農地はないため、周辺農地への影響は無いと思われます。

土地利用計画の内容は駐車場という事ですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は22ページになります。許可申請に係る意見書の中央の検討事項について説明をいたします。

まず、検討事項①番になります。農地区分としては第1種農地、目的については駐車場建設地になります。

それから⑦番目です。計画面積の妥当性についてになります。面積は1,339㎡で相当と認めます。

⑧宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性も相当と認めます。

⑨番になります。周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認めます。

⑩農地の利用の集積への支障もなしと認めます

よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは、資料15ページを開いていただきまして申請番号3番になります。所有権の移転となっております。所在は鯉地区。農振地域外の田が1筆で面積は231㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては、個人住宅の木造2階建ての建設に伴う転用となっております。23ページに申請地の位置図。24ページに土地利用計画平面図を添付しております。給水については、地下ボーリングになります。また、雨水におきましては道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。次のページをお願いします。
始末書になります(始末書を音読)

今回、始末書のとおり転用申請が必要という事を知らず、農業用倉庫を建てて現在に至っております。今回はその申請という事でご審議頂きたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります吉田委員から報告をお願いします。

(吉田委員) 4月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。

申請地は以前、住宅がありましたが、地震後は更地となっております。

申請地西側が農地ですが、申請地境界にはブロックを構築され、農地から2.5メートル程離れたの建築予定であることから、日照・通風等の周辺農地への影響は無いと思われます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は26ページになります。中段左の検討事項欄をご覧ください。

申請地は、農地区分が第1種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。転用行為の妨げとなる権利者は存在しないこと。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実であること。等を確認しております。以上の事から、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

続きまして、申請番号4番の案件ですが、私(下田委員)と岩永委員が譲渡人の一人となりますので、私(下田委員)と岩永委員はここで退室いたします。なお、議事の進行は会長職務代理者の高木委員にお願いいたします。

(会長職務代理者)

それでは、会長に代わり私が進行させていただきます。

事務局より申請番号4番について説明をお願いします。

(事務局長) はい。それでは、資料27ページをお願いします。申請番号4番になります。

所有権の移転となっております。所在は上島地区並びに鯉地区。農振農用地域内・外の田が44筆、畑1筆で合計45筆、合計面積は36,208㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては、企業5区画による事務所・工場・倉庫の建築に伴う転用となっております。31ページに申請地の位置図。32ページに土地利用計画平面図を添付しております。給水については、地下ボーリング、雨水におきましては道路側溝等を通じて調整池に流入後、オーバーフロー分を水路へ放流、汚水については公共下水道への接続となります。

事務局からは以上になります。

(議長) 続きまして、地元委員であります吉田委員から報告をお願いします。

(吉田委員) 4月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、市街地化が見込まれる区域内にあり、バスターミナルを中心とする半径500mの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えるため、第2種農地になると思われま

す。申請地東側が農地と隣接しますが、申請地外周には緑地帯を設置し、東側農地とは十分な距離を確保される予定であることから、日照・通風等の周辺農地への影響はないと思われま

す。事務所・工場・倉庫の土地利用計画ですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は33ページになります。中段左の検討事項欄をご覧ください。

申請地は、農地区分が第2種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。転用行為の妨げとなる権利者とは合意解約済みであること。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実であること。等を確認しております。以上の事から、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

下田会長及び岩永委員の入室を許可します。

(下田会長・岩永委員入室)

下田会長及び岩永委員の案件につきましては、ご意見等もなく承認されましたので、お知らせいたします。

ここで、再び議事進行は下田会長をお願いします。

(議長交代)

○議案第4号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が16件ございます。

このうち、森田委員の案件が3件ありますので、先に審議をいたします。

まず、森田委員の案件3件から審議しますので、森田委員の退室をお願いします。

(森田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まずは森田委員の案件からご説明いたします。資料は34ページになります。申請番号1番からご説明をいたします。所在は北甘木及び上六嘉。農振農用地内の田が5筆。合計面積が7,498㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。利用目的は田の賃貸借権の再設定となっております。借賃は記載のとおりです。期間については令和4年5月1日から令和14年4月30日となっております。

続きまして、資料38ページになります。申請番号8番。所在は上六嘉地区。

農振農用地内の田が3筆で合計面積が2,453㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。利用目的については田の賃貸借権の再設定となっております。借賃は記載のとおりです。期間については令和4年5月1日から令和14年4月30日となっております。

続きまして、申請番号9番。所在は北甘木地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積が6,007㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。利用目的については田の賃貸借権の再設定となっております。借賃は記載のとおりです。期間については令和4年6月1日から令和14年5月31日となっております。

森田委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。森田委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り13件の説明を頂き、その後13件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。それでは、残りの案件について申請番号順に説明をいたします。資料は35ページをお開きください。申請番号2番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で面積が3,032㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の賃貸借権の新規契約となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年6月1日から令和14年の5月31日となっております。

続きまして、申請番号3番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積が4,576㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の賃貸借権の新規契約となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年6月1日から令和14年の5月31日となっております。

続きまして、資料の36ページを開いていただきまして、申請番号4番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,457㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の賃貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年6月1日から令和14年の5月31日となっております。

続きまして、申請番号5番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が2筆で面積が3,023㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の賃貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年5月1日から令和9年の4月30日となっております。

続きまして、資料の37ページを開いていただきたいと思います。申請番号6番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が2筆で面積が4,478㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の賃

(事務局長) 貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年5月1日から令和9年の4月30日となっております。

続きまして、申請番号7番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が2筆で面積が2,067㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年5月1日から令和9年の4月30日となっております。

続きまして、資料の39ページを開けていただきたいと思います。申請番号10番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が2,975㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の新規契約となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年5月1日から令和14年の4月30日となっております。

続きまして、申請番号11番になります。所在は上仲間地区。農振農用地内の田が1筆で面積が3,000㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年6月1日から令和9年の5月31日となっております。

続きまして、資料の40ページを開けていただきたいと思います。申請番号12番です。所在は上仲間地区。農振地域外の田が2筆で面積が1,789㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年5月1日から令和14年の4月30日となっております。

続きまして、申請番号13番になります。所在は上島地区。農振農用地内・外の田が3筆で面積が4,997㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年6月1日から令和14年の5月31日となっております。

続きまして、資料の41ページを開けていただきたいと思います。申請番号14番です。所在は上島地区。農振農用地内の田が3筆で面積が1,005㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和4年6月1日から令和14年の5月31日となっております。

続きまして、申請番号15番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で面積が622㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通り

(事務局長) で、期間については令和4年6月1日から令和14年の5月31日となっております。

続きまして、資料の42ページを開けていただきたいと思います。所有権移転の案件です。申請番号16番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が2,119㎡。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的については田の売買となっております。売買価格及び移転時期等は記載の通りです。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました13件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で13件を承認・可決いたします。

○議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(議長) 続きまして、議案第5号になります。資料44ページをお願いします。農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決になります。

農業委員会は、「法により、公正・公平な職務に努めなければなりません」注意喚起のため、代表して、わたくしが朗読をいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務(せきむ)を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年4月11日嘉島町農業委員会」

(議長) 以上でございます。

本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
事務局から何かございませんでしょうか。

来月の農業委員会の総会は5月の10日です。火曜日9時半からです。

よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年4月11日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫